

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和8年1月14日

支出負担行為担当官

東京航空局長 大辻 統

1. 履行概要

(1) 契約件名

東京国際空港エプロン監視用 I T V 装置調整作業

(2) 履行場所

東京空港事務所

(3) 履行内容等

別紙のとおり

(4) 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年3月20日まで

(5) 電子調達システム対象

本案件は、資料等の提出、入札等を電子調達システムで行うため、電子調達システムによる場合は、電子認証（I C カード）を取得していること。

なお、電子調達システムによりがたいため、入札書等を持参し、入札の参加を希望する者（以下「紙入札による参加を希望する者」という。）は、その承諾願いを支出負担行為担当官東京航空局長（以下「支出負担行為担当官」という。）に提出することで、入札に参加することの承諾を得ることができる。

2. 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和07・08・09年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のC又はD等級に格付けされた競争参加資格を有する者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、競争参加資格を継続する為に必要な手続きを行った者であること。）。

なお、当該資格を有していない者については、「競争参加者の資格に関する公示」（令和7年3月31日付官報）に記載されている申請方法等により、競争参加資格の申請を受け付ける。

(4) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）の規定（第3章第4節を除く。）又はこれらの規定に基づく命令に違反した日若しくは処分（指導を含む）を受けた日から5年を経過しない者でないこと（これらの規定に違反して是正指導を受けた者のうち、入札参加関係書類提出時までに是正を完了している者を除く。）。

(5) 労働保険、厚生年金保険、全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の未適用及びこれらに係る保険料の未納がないこと（入札参加関係書類提出時において、直近2年間の保険料の未納がないこと。）。

(6) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

但し(3)の競争参加資格を継続する為に必要な手続きを行った者を除く。

(7) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下

「資料」という。)の提出期限から開札日までの間に、国土交通省東京航空局長から航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領(昭和59年6月28日付け空経第386号)に基づく指名停止を受けていない者であること(但し、中小企業等協同組合法又は特別の法律によって設立された組合又は連合会にあっては、当該組合又は連合会の構成員のうち、指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている構成員がいる場合、当該構成員を、本契約の履行期間中、本業務に従事させないこと。)

- (8) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (9) 予決令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が別途定める競争参加資格要件事項を全て満たす者であること(詳細については別紙を参照。)
- (10) 3.(2)により入札説明書等を直接入手した者であること。

3. 入札手続き方法等

(1) 担当部局

〒102-0074 東京都千代田区九段南1-1-15 九段第二合同庁舎
東京航空局総務部契約課
TEL: 03-6880-1505

(2) 入札説明書等の交付方法

- (a) 入札説明書等を電子調達システムにより交付する。交付期間は、本日より令和8年1月26日17時00分までとする。期限日以降の入手は認めないものとする。電子調達システムによる入札説明書等のダウンロード方法については、次を参照のこと。

https://www.cab.mlit.go.jp/tcab/img/contract/03_koukoku_tcab_ippan_pdf/20-210107-02.pdf

- (b) やむを得ない事由により、(a)の交付方法による入手ができない入札参加希望者は、上記(1)に問い合わせること。受付期間は、本日より令和8年1月26日まで(但し、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日(以下「休日」という。)を除く。)の10時00分から12時00分及び13時00分から17時00分まで(最終日は16時00分)の間とする。

(3) 申請書及び資料等の提出期限

上記(2)で交付する入札説明書の指示に従い、入札説明書に添付する様式を使用しうえ、以下の提出期限までに提出すること。

令和8年1月27日 14時00分まで

- (a) 電子調達システムによる者は、提出期限までに申請書及び資料を下記(5)に掲げるURLに提出しなければならない。
- (b) 紙入札による参加を希望する者は、提出期限までに申請書及び資料を上記(1)に掲げる場所に持参、郵送(書留郵便に限る。)又は託送(書留郵便と同等のものに限る。)により提出(提出期限までに必着とする。)しなければならない。

(4) 入札書の提出期限

- (a) 電子調達システムにより入札する場合は、令和8年2月3日 0時00分から下記(6)の開札日の前日(休日を除く。)の令和8年2月10日 16時00分までに下記(5)に掲げるURLから入札しなければならない。

- (b) 持参により入札書を提出する場合は、下記(6)の開札日時及び場所に入札書を持参し、提出しなければならない(郵送又は託送等ほかによる提出は認めない。)

(5) 電子調達システムのURL及び問い合わせ先

電子調達システム <https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/>
調達ポータル・電子調達システムヘルプデスク

TEL 0570-000-683 (ナビダイヤル)

03-4332-7803 (IP電話等をご利用の場合)

(6) 開札日時及び場所

令和8年2月12日 11時00分 3.(1)に集合すること。

4. その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
免除。
- (3) 入札参加者に要求される事項
開札日の前日までに申請書及び資料の内容に関する支出負担行為担当官からの照会があった場合には、説明をしなければならない。
なお、提出期限までに申請書及び資料を提出しない者又は競争参加資格が無いと認められた者は、本案件に参加することができない。
- (4) 競争参加資格の確認
本案件の参加希望者は２．に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、申請書及び資料を提出し、支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。
なお、２．(3)に掲げる事項を満たしていない者も申請書及び資料を提出することができるが、２．(1)、(2)及び(4)から(10)に掲げる事項を満たしている時は、開札時において、２．(3)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格が有ることを確認するものとする。
但し、当該確認を受けた者が入札に参加するためには、開札時において２．(3)に掲げる事項を満たしていなければならない。
- (5) 入札の無効
２．に掲げる資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに入札説明書（仕様書等添付書類を含む。）及び国土交通省航空局競争契約入札者心得において示した条件等入札に関する条件に違反した者のした入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札者決定を取り消す。
なお、支出負担行為担当官により競争参加資格のある旨を確認された者であっても、開札時において２．に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。
- (6) 入札方法
入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、本案件に係る諸経費等を含め見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１０％に相当する額を加算した金額（１円未満の端数は切り捨て。）をもって落札価格とする。
原則として、当該入札の執行において入札執行回数は２回を限度とする。
なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合には、原則として予決令第９９条の２の規程に基づく随意契約には移行しない。
- (7) 落札者の決定方法
予決令第７９条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
なお、落札者となるべき者が２者以上となった場合は、くじにより落札者を決定するものとする。
- (8) 契約書作成の要否
要
- (9) その他詳細
入札説明書による。

件 名：東京国際空港エプロン監視用ＩＴＶ装置調整作業

発注概要：

エプロン監視用ＩＴＶ装置は、エプロン内における航空機及びＧＳＥ車両等の走行、ランプ作業状況、スポット使用状況等を把握し、エプロンの的確な運用及び管理をすること等を目的として設置されている。

本件は、東京国際空港における旧整備場地区再編に伴うエプロン及び駐機場の再編に対応すべく、カメラ２台の増設を行い、また端末機器等については、平成３１年度より運用を開始しており、これらを構成するハードウェアの耐用年数等を考慮し、機器更新を行うことから、これら各機器が正常に動作するよう必要となる調整作業等を実施するものである。

【内容】以下の調整作業を実施する。

1. 増設・更新機器に係る単体調整

増設・更新機器が所要の性能を発揮出来るように単体調整を行うこと。

2. 既存機器に係るソフトウェア調整作業

既存機器が実装するソフトウェアにより、今回増設または更新を行う機器が正常に動作するよう、必要な調整を実施し、動作の確認を行うこと。

3. ＩＴＶ操作端末の最適化対応

ＩＴＶ操作端末のアプリケーションについて以下の改修、調整を行うこと。

- (１) プリセット変更
- (２) スポット番号の追加・変更
- (３) ＩＴＶ操作端末のHWR 対応

4. 総合調整

エプロン監視用ＩＴＶ装置が設置箇所の条件及び機器の使用目的に合致し、運用に供し得るように機器の総合動作確認を行うこと。

競争参加資格の「予決令第７３条の規定に基づき、支出負担行為担当官東京航空局長が別途定める競争参加資格要件事項を全て満たす者であること。」とは、以下に掲げる事項とする。

なお、当該契約の入札に参加するためには、競争参加資格の全ての事項を満たす者であること。

1. 請負実績

エプロン監視用ＩＴＶ装置又は下記事項を満たす遠隔監視用可動式カメラシステムに係る構築、改修又は保守実績を契約書等の書類により示すこと。

- ・複数台のネットワークカメラから構成され、映像解析機能を有するカメラシステムであること。